

基本方針

①安全性に直結する種類の製品かどうか、②市場で検証がなされない製品かどうか、③過去に不正を行った企業かどうか、によってチェックの程度を変えて実施。

見直しの対象となる大臣認定品

次の①～④を除く大臣認定品を対象に検討（免震材料等の指定建築材料、大臣認定を必要とする特殊な構造方法である木造の壁の強度や鋼材の接合方法 等）

- ①安全性に直結しない種類の製品 — 遮音構造、居室の床の防湿構造 等
- ②市場で検証がなされる製品 — 定期報告制度等により事後的に確認される換気設備、防火設備、非常用照明、エレベーター 等
- ③建築確認・検査での審査がチェック機能となっているもの（建築計画の認定） — 超高層建築物等の構造方法、耐火性能検証法、避難安全検証法 等
- ④サンプル調査等により既にチェック機能が措置されている製品 — 耐火構造、防火構造、不燃材料 等

免震材料以外の大員認定品について講ずる対策

公共工事における受入検査の状況など市場での検証の状況を個別に精査し、大臣認定品の種類に応じて、免震材料に準じたチェックを実施

免震材料（①安全に直結、②市場の検証困難）について講ずる対策

認定段階

○指定性能評価機関による審査の強化

- 工場等の生産現場における実地検査の実施（製品の性能試験への立ち会い、品質管理体制の審査）
- 品質管理体制の審査の強化
 - ・知識と経験を有する品質管理責任者が製造部門から独立して選任されていること
 - ・工事施工者等に対して実機検査など必要な情報を提供し、「見える化」を行う計画となっていること
 - ・必要なデータ保存など、外部も含めた監査に対応できる品質管理に関する計画となっていること
 - ・所要のデータ補正も含めた性能検査の詳細について工程や作業標準に記載されていること 等

過去に不正を行った企業
に対する重点的なチェック

性能試験のサンプル数を増やし、性能確認の確実性を向上

指定性能評価機関及び国が、品質管理体制に関する再発防止策の実施されていることを審査

製品出荷段階

○工事施工者等による性能確認、IS09001の認証機関による品質管理体制の確認の促進

- 認定段階の「見える化」の取組による実効性の確保
- 工事施工者、工事監理者に対して性能確認を要請
- 大臣認定取得事業者に対してIS09001の活用を要請

国が、再発防止策が継続的に実施されていることを報告徴収及び立入検査により確認

○国等による補完的なチェック

- ①指定性能評価機関等に委託し、サンプル調査を実施
 - ・検査の実施状況、所要のデータ補正の状況、検査結果の品質基準値への適合性を確認
 ※サンプル調査の対象は、IS09001の認証機関によるサーベイランスが行われていないものに重点を置くなどメリハリをつけて実施
- ②国が委託した調査において疑念が持たれた企業等には、必要に応じて国が直接立入検査を実施

サンプル調査の重点的な実施